

財政状況の厳しい管理不全マンションへの支援について

現状では、公益法人や公的な性格の強い団体からの管理支援であれば、地方公共団体からの補助、あるいは同じ公益法人が行っている他の業務の一環と位置づけていること等により、対価が抑制されている。

○ 特定非営利活動法人（管理組合等）の場合

福岡マンション管理組合連合会

- ※ 報酬：理事長（3～6万円/月）
理事・監事・顧問（2万円/月）（100戸程度、月2回程度の訪問）

○ 特定非営利活動法人（京都市の委託・補助）の場合

NPO法人集合住宅改善センター

- ※ 要支援マンションの支援
 - ・ 築30年以上のマンションで、①～④のいずれかに当たるもの
 - ①管理規約がない、 ②総会又は理事会が開かれていない、
 - ③管理費又は計画修繕のための積立金を徴収していない、
 - ④大規模修繕工事を実施していない
 - ・ 要支援に準ずるマンションにも専門家（マンション管理士、建築士）派遣。
 - ・ 1年間の業務委託で実施しており、1回の料金等は設定していない（通常のアドバイザー業務の場合、交通費2千円）

○ 公益法人の場合

(財)東京都防災・建築まちづくりセンター

- ※ 報酬：21,000円（うちアドバイザーには18,900円）
- ※ 派遣される専門家：マンション管理士、一級建築士

